

北海道大学学生相談総合センターの利用に関する説明及び同意書

以下に、学生相談総合センター(学生相談室、アクセシビリティ支援室、留学生相談室)の利用に関する手続きやルールについてご説明します。もし、疑問や心配があれば、どのようなことでも構いませんので、ご遠慮なくスタッフにお尋ねください。

1. サービスの利用者

学生相談総合センター(以下、当センター)を利用できるのは、日本国内在住の北海道大学の学生とそのご家族、教職員です。ご家族、教職員の相談(コンサルテーション)は、学生の支援に関連する事項に限られます。ご家族、教職員の相談に際しては、学生の承諾が必要になりますが、ご家族と相談する必要性が認められるものの学生の承諾を得ることが適切ではなかったり承諾を得る余裕がなかったりする場合にはこの限りではありません

2. 相談・支援サービスの内容

学生相談室では臨床心理士が、相談内容に応じて、カウンセリングやコンサルテーション等を提供します。アクセシビリティ支援室では、相談員が修学上の相談や関係者とのコーディネートを行います。留学生相談室では、英語及び中国語対応可能な臨床心理士によるカウンセリングやコンサルテーション等を行います。また、相談内容によっては、より適切な機関や窓口、教員等を紹介することもあります。なお、相談時間は原則として1回45分以内です。

3. 相談内容の守秘

当センターに来談している学生の情報(来談の事実も含む)、学生の個別相談の内容等については、原則として、本人の承諾なしに開示しません。

ただし、当センターのスタッフはチームとして活動しており、センター内の他室のスタッフと情報共有を行うことがあります。さらに、より適切な援助を提供するために、細かな個人情報を伏せた形で他の専門家にアドバイスを求めることがあります。

なお、以下の場合、例外的に、本人の同意が得られなくとも関係者・関係機関(家族、大学の保健センター、指導教員、行政機関(保健所や警察など)、病院など)に対して、必要最小限の情報を開示することがあります。

- ・切迫した自殺の危険がある場合
- ・他者を傷つける恐れがある場合
- ・虐待の被害や加害の危険性が高い場合
- ・保健所に報告が必要な感染症にかかった場合
- ・その他法令で定める場合

4. 利用者、スタッフの安全のために

当センター内外において他の利用者やスタッフの安全が阻害される行為や言動があった場合には、利用を制限することがあります。安全を阻害する行為の例として、以下のような行為があげられます。

- ・威圧的・攻撃的言動、暴力行為、業務妨害的な言動
- ・つきまとい、ストーキング行為
- ・その他、利用者、スタッフの迷惑となる行為

5. 相談記録

当センタースタッフは、相談の記録をとり、学生番号や連絡先等の情報と併せて、個人情報として厳密に保管します。この情報は、次の形で使用させていただくことがあります。

- (1) 支援の質の向上のために活用する。
- (2) 当センターの運営並びにサービス向上のために、個人が特定されないよう匿名化した保有情報を、活動報告や学内活動における資料等として活用する。

6. 研究活動

当センターでは、相談活動の改善と支援効果の向上を図るための調査研究活動を行っています。そのため、相談記録を個人が特定されないよう数値化し、匿名化した保有情報を用いて、学会や学術雑誌への研究発表を行うことがあります。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、相談サービス等を通して得られた情報を研究活動で使用することに同意できない場合は、その旨をお伝えください。同意できない場合であっても、当センターの相談サービス等を利用していただけますし、ご利用いただくにあたって相談者が不利益を被ることはありません。

7. 相談の予約・変更・キャンセル

相談の予約・変更・キャンセルをしたい場合は、当センター受付か相談担当者にその旨をお伝えください。また、予約した面接の日時に来所できず、予約を再度取りたい場合も、電話等でご連絡ください。

学生利用者の場合、予約をした面接時間に来談せず、その後の連絡が取れない場合、安全の確認のために保護者・家族または指導教員・その他学内の教職員に連絡をすることがあります。以下にその連絡先をご記入ください。

保護者・家族氏名

指導教員等氏名

保護者・家族連絡先

指導教員等連絡先

8. 紛争を生じた場合

当センターの利用に関して、国立大学法人北海道大学と利用者との間で紛争となった場合は、両者が誠実に解決に向けて協議するものとしますが、解決に至らない場合、札幌地裁または札幌簡裁を専属的かつ排他的な管轄裁判所とします。利用者がこれらの裁判所の管轄区域外に居住、外国籍あるいは日本国外に居住している場合であっても同様です。

9. 保健所に報告が必要な感染症にかかった場合、もしくはかかった可能性が高い場合

速やかに当センターへご連絡ください。

10. 遠隔相談を利用する場合の注意点

遠隔相談は、便利な手段ですが、セキュリティ等注意が必要です。周りに人のいないところで相談する、有線 LAN を使う等、できるかぎりセキュリティにご注意ください。また、利用者が遠隔相談面接を録音・録画した場合、保存したデータの漏洩という新たなリスクを負うことにも注意が必要です。

皆さんの安全、相談内容の守秘、相談の質の担保を優先するためには、やむを得ず遠隔相談を中断または中止する場合がありますことについて、ご理解ください。

遠隔相談の場合、担当臨床心理士が学生相談総合センターの建物以外の場所で相談を受けることがあります。この場合でも相談の守秘が守られるよう考慮いたします。

11. 以上の説明に関する同意と同意書の提出

上記の内容を熟読して十分に理解してその内容に同意する場合は、下記へご記入ください。

学生氏名

西暦

年

月

日

(学生以外の場合)利用者氏名